

第 10 号議案

足立区自治基本条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 21 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区自治基本条例等の一部を改正する条例

(足立区自治基本条例の一部改正)

第 1 条 足立区自治基本条例(平成 16 年足立区条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

目次中「協働」を「協働・協創」に改める。

前文中「自治を確立していかなければなりません」を「自治の確立を目指してきました。しかし、少子高齢化に伴う急速な社会構造の変化により、区が主導してきた従来の協働の取組だけでは、複雑・多様化する地域課題への対応が不十分になりつつあります。そこで、これまでの協働に加え、誇りや生きがいを持って夢や希望に向かってチャレンジする多様な主体が、互いの個性や価値観を認めあい、ゆるやかにつながり支えあうことで、より一層力を発揮する仕組みを「協創」と呼び、持続可能なまちを築き上げる根本と位置づけます」に改める。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(4) 協創 誇りや生きがいを持って夢や希望に向かってチャレンジする多様な主体が、互いの個性や価値観を認めあい、ゆるやかにつながり支えあうことで、より一層力を発揮することができる仕組みをいう。

第 5 条中「協働して」を「協働・協創により」に改める。

第 6 条第 1 号中「協働して」を「協働・協創により」に改め、同条第 3 号中「協働できる」を「協働・協創により取り組める」に改める。

第 7 条中「協働」を「協働・協創」に改める。

「第 5 章 参画と協働」を「第 5 章 参画と協働・協創」に改める。

第 9 条中「協働」を「協働・協創」に改める。

(足立区区民評価委員会条例の一部改正)

第 2 条 足立区区民評価委員会条例 (平成 1 8 年足立区条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「協働」を「協働・協創」に改める。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

第 3 条 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例 (昭和 3 9 年足立区条例第 1 7 号) の一部を次のように改正する。

別表区長の部足立区協働パートナー基金審査会の項中「足立区協働パートナー基金審査会」を「足立区協働・協創パートナー基金審査会」に改める。

(足立区協働パートナー基金条例の一部改正)

第 4 条 足立区協働パートナー基金条例 (平成 2 1 年足立区条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

足立区協働・協創パートナー基金条例

第 1 条中「足立区協働パートナー基金」を「足立区協働・協創パートナー基金」に改める。

第 8 条中「足立区協働パートナー基金審査会」を「足立区協働・協創パートナー基金審査会」に改める。

(足立区文化芸術振興基本条例の一部改正)

第 5 条 足立区文化芸術振興基本条例 (平成 1 7 年足立区条例第 3 5 号) の一部を次のように改正する。

前文、第 2 条第 5 項及び第 8 条中「協働」を「協働・協創」に改める。

(足立区男女参画プラザ条例の一部改正)

第 6 条 足立区男女参画プラザ条例（昭和 6 2 年足立区条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 号中「協働して行う」を「協働・協創により取り組む」に改める。

（足立区環境基本条例の一部改正）

第 7 条 足立区環境基本条例（平成 1 1 年足立区条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項、第 5 条第 3 項及び第 6 条第 3 項中「と協働して」を「との協働・協創により」に改める。

（足立区歯科口腔保健推進条例の一部改正）

第 8 条 足立区歯科口腔保健推進条例（平成 2 9 年足立区条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「協働するよう努める」を「協働・協創に取り組む」に改める。

第 7 条第 4 項中「連携協働体制」を「協働・協創体制」に改める。

（足立区震災復興対策及び震災復興事業の推進に関する条例の一部改正）

第 9 条 足立区震災復興対策及び震災復興事業の推進に関する条例（平成 1 3 年足立区条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「協働し」を「協働・協創により取り組み」に改める。

付 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

足立区基本構想の策定に伴い規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。